

議員提出議案第1号

令和3年9月14日

阿見町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 久保谷 充 殿

提出者	阿見町議会議員	吉 田 憲 市
賛成者	〃	紙 井 和 美
〃	〃	久 保 谷 実
〃	〃	柴 原 成 一
〃	〃	難 波 千 香 子
〃	〃	野 口 雅 弘

(提案理由) 別紙のとおり

本案は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開催する場所への出席が困難な場合、オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能とし、招集が困難である場合にも、出席委員として議事に参加できるようにするため、所要の改正を行うものです。

阿見町議会委員会条例の一部を改正する条例

阿見町議会委員会条例(昭和 55 年阿見町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(会議の特例)

第 11 条の 2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、次条、第 13 条第 1 項及び第 27 条第 1 項の出席委員とする。

第 16 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

阿見町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(秘密会)</p> <p>第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(会議の特例)</u></p> <p><u>第11条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、次条、第13条第1項及び第27条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>(秘密会)</p> <p>第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 (略)</p>	